

野々市市告示第107号

野々市市田んぼダム事業貯留資材購入費補助金交付要綱を次のとおり定めた。

令和5年7月10日

野々市市長 栗 貴 章

野々市市田んぼダム事業貯留資材購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水を一時的に水田で貯留することにより、降雨に伴う排水路等の流量のピークを平滑化し、下流域の農地でのたん水被害や市街地での浸水被害を軽減させることを目的とする事業（以下「田んぼダム事業」という。）実施に係る貯留資材の購入費の一部を予算の範囲内で補助することについて、野々市市補助金交付事務取扱規則（昭和56年野々市町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において実施される田んぼダム事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 当該事業の実施に関して、国又は他の自治体から補助金等の交付を受けているもの（申請中であるものを含む。）
- (2) その他市長が適当でないと認めたもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に農地を所有する者
- (2) 農業者
- (3) 生産組合
- (4) 農業法人
- (5) 土地改良区
- (6) 農業協同組合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる貯留資材（以下「水田貯留資材」という。）の購入費とする。

- (1) 瀬木板及びこれを固定する簡易な部材
 - (2) 塩ビ管等
 - (3) 瀬木板を設けるための排水ます
 - (4) 簡易な水門
 - (5) その他補助事業の実施に必要であると市長が認めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助金の交付の対象としない。
- (1) 購入した水田貯留資材を設置又は加工するための機械及び工具類の購入費
 - (2) 土、けい畔ブロックの購入その他けい畔の築造又は補強に係る経費
 - (3) 補助事業の実施により破損した農地や農業用施設の補償に係る経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、水田貯留資材を設置した排水口1箇所当たり2,500円を上限とする。

（水田貯留資材の保全、廃止等）

第6条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、水田貯留機能を確保するため、耕作工程に支障のない範囲で、水田貯留資材の点検、清掃等適切な維持管理に努めるものとする。

- 2 補助事業者は、原則として3年以上、田んぼダム事業を継続して実施するものとする。
- 3 補助事業者は、設置した水田貯留資材を廃止し、又は変更する時は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。
- 4 市長は、定期的に水田貯留資材設置状況を調査するものとし、補助事業者はこれに協力しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日以後に購入した水田貯留資材から適用する。